



## 安全研修を開催しました

刈払機（草刈機）を使用する作業に関する研修（座学）を8月31日（火）、9月1日（水）に県内3会場において、開催しました。参加者は、東部（102名）、中部（78名）、西部（31名）でした。

本研修は、農地維持支払の「機械の安全使用に関する研修」を活動期間内に1回以上受講するようになっており、この度は、協議会が主催で開催しました。



中部会場の様子



東部会場の様子

なお、各活動組織で「共同活動の安全のしおり」（市町村へは配布済み。）を利用して、独自に研修を行った場合も要件達成になります。

高めよう 地域協働の力！

### 多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

共同活動前に安全確認を行い、  
事故の発生を防止しましょう

#### 安全確認チェックリスト

事前チェック	 活動場所の下見をして作業環境を確認しましたか。	 危険な箇所については、テープ等で印を付けたり、作業マップにマーキングしましたか。	 参加者の年齢、作業の熟練度等を考慮して作業計画(分担、配属等)を立てましたか。
	 作業者は機具等の安全な操作方法を習得しましたか。	 参加者は全員保険に入りましたか。	 緊急連絡表は作成しましたか。
当日チェック	 参加者に危険な箇所の説明をしましたか。	 機具等を用いる場合、点検は済みましたか。	 緊急連絡表の掲示や携帯は済みましたか。

#### ＜作業中の服装チェック＞

ヘルメットは被りましたか？  
 長袖、長ズボンは着用しましたか？  
 手袋、長靴等は着用しましたか？  
 防護メガネは着用しましたか？

#### 草刈作業中の留意点

- 防護の徹底**
  - 草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）などを着用しましょう。
- 障害物の除去等**
  - 事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
  - 除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りしましょう。
  - 蜂刺されを防ぐために、適切な服装や殺虫スプレーを携行し、蜂に刺された場合の対処方法を事前に確認しましょう。
- 草刈機の点検・整備**
  - 刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
  - 刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。
- 草刈機の安全な使用**
  - 安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
  - 火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3m以上離れましょう。
  - 作業を中断する際や移動する際には、エンジンを切って刈刃の回転が止まってからにしましょう。
  - 安全な使用方法の修得には、「機械の安全使用に関する研修」の取組も活用してください。
- 作業間隔の確保**
  - 複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。
- 休憩の確保**
  - 振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。
- 草刈業者への合図**
  - 草刈機は騒音が大きいため、作業中に声をかける際には、鎌や笛を用いて遠くから合図をしましょう。

## 活動組織の紹介(田んぼダムモデル地区)

【稲常環境保全の会】 ～ 地区がまとまり、防災・減災に取り組む(田んぼダム)～

### ○地区の概要

本地区は、鳥取市の南、旧河原町の北端に位置し、千代川河口から13km地点の右岸に水田が広がっています。本組織は農業者は元より、実行組合、子供会、自治会など多様なメンバーで構成されており、農地と農村環境を維持することを目的に、平成24年度から多面的活動を始めています。

現在、水田11.9ha、畑0.7ha、水路5.7km、農道1.3kmの維持・保全活動(農地維持・資源向上(共同))を行っています。

### ○主な取り組み

#### ・田んぼ貯留機能の向上

水田の用水は千代川の支流の八東川から取水、又、谷川からの流水が排水路に合わさり、排水圧と止水圧のバランスで開閉するフラップゲートを通じて千代川へ排水されます。このため、一度、大雨等で千代川の水嵩が上がった場合はフラップゲートが閉じてしまい、用水の取水門を閉じたとしても谷川等からの増水により排水路の水量は増えてしまうため、一部の田畑が水没状態になっていました。

そこで、協議会からの「田んぼダム」の取組み照会を受け、豪雨時に田んぼの貯留機能で用水路の増水が少しでも遅らせられたらとの考えで、モデル地区として対象面積の約6割の水田にせき板を設置することにしました。

7月7日からの線状降水帯発生を起因とした大雨により、県内各地で浸水被害等が発生しましたが、当地区では一部の田んぼが冠水しました。丁度、水稻の中干時期の大雨でしたが、せき板の設置による「田んぼダム」としての貯留機能発揮による排水路への減水効果を確認されました。

#### ・「田守の会」による新規作物の栽培

本地区では多面的活動により耕作放棄地がなく、きれいな水田と自然環境が保たれています。しかしながら、農業者の高齢化・後継者不足が進行しており、今後を見据えて2年前に有志で「田守の会」を発足し、田60aと新規作物(ナタマメ)10aの栽培に取り組んでいます。

### ○活動組織の声(会長 西尾克彦 氏)

本地区は26戸の小集落ですが、多面的活動に取り組むことで、集落がまとまりやすくなり、鳥獣害対策とか自治会等の活動が行われています。

「田んぼダム」の取組について、せき板は貯留機能を高める一方で、排水量が制限されるため、取水を含めた水管理の工夫が必要になります。このため、稲の生育ステージにより、深水・浅水・中干・間断灌水等の試行錯誤が続いていくと思いますが、減災への一助になればとの思いで取り組んでいきたいです。



降雨後のせき板の設置状況



せき板あり／せき板なし

# 田んぼダム堰板の設置例



アルミ複合版(右)  
3mm 2枚重ね  
4,000円/枚  
塩ビ板(左)  
8mm厚  
6,380円/枚  
寸法40cm×40cm

協議会で外注作成したアルミ複合版と塩ビ板の堰板。

外注すると高額になるため、各活動組織で自作している。



落水柵：フィールドゲート



協議会提供堰板



自作堰板

## お知らせ 要綱基本方針の活動追加

令和3年度の多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）が変更となりました。主な活動追加について、お知らせします。

### ○資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）

地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等の基本的考え方に、流域治水対策（田んぼダムやため池の事前放流）に取り組む農地及びため池を防災施設として位置づけ、以下の活動を追加しました。

- ・ 1 1 1 番 農地の畦畔、ため池の法面や洪水吐等の更新等

流域治水対策（田んぼダムやため池の事前放流）に取り組むために必要な農地の畦畔、ため池の法面や洪水吐等の補強、更新及び補修を行うこと。

#### 【Q&A】

- Q. 田んぼダムを実施するには畔がやせており、水を溜めることが出来ない場合、畦畔の嵩上げや畔塗による畦畔の補修・補強は出来ますか。
- A. 田んぼダムに取り組む農地を防災施設と位置付け、畦畔の嵩上げや畔塗による畦畔の補強は必要な対策と判断し、田んぼダムに取り組む農地に限り 1 1 1 番の取組として認められます。



やせた畔



畦畔の補強

- Q. 田んぼダムを実施する場合、ほ場内に水を溜めるためにこれまで以上に畦畔の管理が重要になり、畦畔の管理強化の取組としてセンチピードグラスを植栽することは出来ますか。

- A. 田んぼダムに取り組む農地を防災施設と位置付け、畦畔の管理により浸食等を防止する必要があることから、畦畔の補強としてセンチピードグラスを植栽することが出来ます。

新たに上記の活動を実施するには、活動計画書の変更が必要になります。令和3年度から実施する場合は、市町村担当者にご相談ください。

## 活動組織からの相談(Q&A)

- Q. 活動組織で管理しているため池の補修（改修）を考えています。工事に関する測量・設計等どのように進めていったらよろしいでしょうか。
- A. ため池については、防災減災の観点から重要な土地改良施設となっています。まずは、市町村担当者にご相談下さい。また、本年度から「鳥取県ため池サポートセンター」が水土里ネットととりに設置されていますのでご相談下さい。
- Q. 慣行として集落で管理している樋門（所有は、土地改良区）があります。老朽化により錆、水漏れ等が発生しています。多面的の活動として、補修・更新はできますか。
- A. できます。但し、土地改良区、市町村ほかが所有又は管理する施設の補修・更新する場合には、事前の協議はもちろんのこと、当該所有者又は管理者との工事に関する確認書（様式第 1-5 号）の締結が必要です。
- Q. 多面的機能の増進を図る活動を実施するに当たり、広報活動を実施して下さいと言われました。どのようなことをすればよろしいのでしょうか？
- A. 増進を図る活動を実施する場合は、広報活動を毎年度実施することが必要です。但し、「中間農業地域」「山間農業地域」「地域振興立法 8 法地域」は必須ではありません。この場合の広報活動イメージは、構成員以外への周知となります。例えば、広報誌（活動報告）を配布、活動写真を新聞へ投稿等になります。協議会へ活動写真等送付して頂ければ、協議会ホームページで公開させて頂いています。
- Q. 共同活動の多面的機能の増進を図る活動「地域住民による直営施工」について、詳しく教えてください。
- A. 「地域住民による直営施工」とは、農業者・地域住民が施設の軽微な補修や環境保全施設の設置等の活動です。長寿命化に係る直営施工を「地域住民による直営施工」共同活動の多面的機能の増進を図る活動「地域住民による直営施工」の成果とすることはできません。

## 美しく豊かなむらづくり大会2021 参加申込は市町村へ

令和3年11月4日（木） 13:30～16:00 湯梨浜町「ハワイアロハホール」

講演 「農業と猟師とジビエ」

講師 大山町 町議会議員 池田 幸恵

特別講演 「活力と魅力ある農業農村をめざして」— 国の新たな農業戦略とは —

講師 前総務大臣政務官兼内閣府大臣政務官 参議院議員 進藤 金日子

### 新型コロナウイルス対策

- ①参加者の検温②使用する機械やヘルメット等の消毒③発熱がある者への対応と連絡体制の事前整備  
④手指の消毒とマスクの着用⑤作業間隔を広く取る等の工夫をするなど、感染防止に努めましょう！

多面に関するご質問・お尋ね等は各市町村担当者又は下記までお願いします。

	問 合 先	電話番号
東 部	鳥取県農地・水保全課	0857-26-7334
	鳥取県東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
	水土里ネットととりに(協議会事務局)	0857-38-9500
中 部	鳥取県中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3171
	水土里ネットととりに倉吉事務所	0858-47-0055
西 部	鳥取県西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665
	水土里ネットととりに米子事務所	0859-32-9710



高めよう

地域協働の力！